奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱

【令和５年３月２９日告示第１２６号】

改正　令和６年３月２８日告示第１５８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本来大人が担うと想定されているような家事、家族の世話等を日常的に行っている１８歳未満の子ども（以下「子どもケアラー」という。）が属する家庭に対し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第１９項に規定する子育て世帯訪問支援事業として、その居宅において家事、育児等に関する支援を行う訪問支援員（以下「サポーター」という。）を派遣する奈良市子どもケアラーサポート事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は市とし、事業による支援の進行管理や対象家庭に対する他の支援との連絡調整は市が行う。ただし、サポーターの派遣による支援については、市は適切な事業の運営が確保できると認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

（利用対象）

第３条　事業を利用できる家庭（以下「対象家庭」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たす家庭とする。

(1) 市内に住所を有する子どもケアラーが属する家庭

(2) その他市長が特に必要と認める家庭

（支援の内容）

第４条　サポーターは、次に掲げる対象家庭の家事、育児等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。

(1) 食事の準備及び後片付け

(2) 住居の掃除又は整理整頓

(3) 被服等の洗濯

(4) 生活必需品の買い物

(5) 育児支援

(6) その他市長が特に必要と認める支援

（サポーターの派遣）

第５条　サポーターを派遣する時間は、午前８時から午後６時までとする。ただし、次に掲げる日には派遣を行わない

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年１月３日まで（前号に掲げる日を除く。）

２　サポーターの派遣時間は１回当たり２時間以内とし、１日１回まで、１箇月当たり９時間以内とする。

３　前項の派遣時間は、対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの時間及び生活必需品の買い物に要する時間を合算したものとする。

４　サポーターの派遣期間は、対象家庭ごとに６箇月を限度とする。

５　第２項及び前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、派遣時間及び派遣期間を超えて派遣を行う。

６　対象家庭に対するサポーターの派遣に要する自己負担額は、無料とする。ただし、サポーターが支援として行う、生活必需品の買い物に係る費用や、移動に伴う交通費等については、対象家庭が負担することとする。

（サポーターの要件）

第６条　サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修修了者又はそれに準じた資格を有する者であること。

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

　ア　禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

　イ　児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第３５条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

　ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待又は児童福祉法第３３条の１０に規定する被措置児童等虐待を行った者

（サポーターの研修）

第６条の２　受託事業者は、サポーターに対し、資質向上のため必要な研修を実施しなければならない。

（利用申請）

第７条　対象家庭に属する保護者（以下「申請者」という。）が事業を利用しようとするときは、奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請書（[別記第１号](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000880.html#e000000309)様式。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

（利用の決定等）

第８条　市長は、前条の申請を受けた場合は、申請者の居宅への家庭訪問等により、その世帯の状況を調査し、速やかに奈良市子どもケアラーサポート事業利用承認（不承認）通知書（別記第２号様式）により、利用の可否を申請者に通知するものとする。

（事業計画の策定等）

第９条　受託事業者は、前条の規定により市長が事業の利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、その心身状況及び生活状況を総合的に勘案し、支援する家事、育児等の内容、回数、日時等を記載した奈良市子どもケアラーサポート事業計画書兼報告書（別記第３号様式。次項において「計画書兼報告書」という。）を作成し、利用者との間で支援の内容等を調整するものとする。

２　受託事業者は、計画書兼報告書等により、利用者ごとのサービスの利用状況等について、市長に報告しなければならない。

（派遣の除外等）

第１０条　市長は、利用者又はその同居人が[次の各号](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000880.html#e000000074)のいずれかに該当する場合は、事業を実施しないものとする。

(1) 感染性の疾患を有している場合

(2) サポーターに対し暴行、脅迫等を行ったとき、又はそのおそれがある場合

(3) [前２号](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000880.html#e000000074)に掲げるもののほか、市長が事業の実施が不適当と認めた場合

（変更及び辞退の届出等）

第１１条　利用者は、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその変更があった事項を市長に届け出なければならない。

２　利用者は、事業の利用を辞退する場合は、速やかに奈良市子どもケアラーサポート事業利用辞退届出書（別記第４号様式）により、市長に届け出なければならない。

（利用承認の取消）

第１２条　市長は、利用者が第３条の要件に該当しなくなった場合は、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により利用の承認を取り消した場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（秘密の保持等）

第１３条　サポーターは、利用者の人格を尊重し、かつ、その者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係機関との連携）

第１４条　市及び受託事業者は、関係機関と密接に連携を保ち、事業を円滑に実施す

るものとする。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日告示第１５８号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）奈　良　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所　奈良市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請書

奈良市子どもケアラーサポート事業の利用について、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業及び学校名等 | 連絡先 |
| 世帯の状況 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 申請理由 |  |
| 希望期間 | 期　間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日 |
| 時　間 | 　　　　　　　　　　　（週　　回　　　曜日）時　　　分から　　　　時　　　分まで |
| 希望する　　支援内容 | □　食事の準備及び後片付け　　□　住居の掃除又は整理整頓　　□　被服等の洗濯　　　□　生活必需品の買い物　　　　□　育児支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

※奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行う場合があります。

裏面あり

|  |
| --- |
| 奈良市子どもケアラーサポート事業の実施に要する経費について、国の要綱に定めるところにより、奈良市において世帯の住民情報・世帯の市民税課税状況（所得の状況）・生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。　　　　　　　　　　　　　氏名（申請者）　　　　　　　　　 |
| 奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。　申請者　　氏名　　　　　　　　　　　　　　申請者の妻又は夫　氏名　　　　　　　　　　　　　　 |

※公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※本人自筆の署名があれば、記名押印に代えることができます。

[第２号様式（第９条関係）](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000880.html)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良市長

　　　　　　　奈良市子どもケアラーサポート事業利用承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった奈良市子どもケアラーサポート事業の利

承認

不承認

用について、下記のとおり　　　　したので通知します。

記

|  |
| --- |
| * 承認
 |
| 利用者氏名 |  |
| 利用期間 | 年　　　月　　　日～　　　年　　　月　　　日 |
| 利用時間 | １週当たり　（　　　）回１回当たり　（　　　）時間 |
| 負担額 |  |
| 支援内容 | □　食事の準備及び後片付け□　住居の掃除又は整理整頓□　被服等の洗濯□　生活必需品の買い物□　育児支援□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| * 不承認
 |
| 理 由 |  |

[第３号様式（第１０条関係）](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000880.html)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

奈良市子どもケアラーサポート事業計画書兼報告書

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　月分 |
| 利用者 | 氏　　　　　名 |  |
| 住　　　　　所 |  |
| 電　話　番　号 |  |
| 日付 | 曜日 | 支援内容 | 利用予定時間 | 利用時間 | 確認印 | 備考 |
| 開始時間 | 終了時間 | 利用時間 | 開始時間 | 終了時間 | 利用時間 | サービス提供者 | 利用者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | 日数　　　　日 | 時間数　　　時間 |  |
| 支　援　内　容 | １　食事の準備及び後片付け２　住居の掃除又は整理整頓３　被服等の洗濯４　生活必需品の買い物５　育児支援６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備 考 |  |

[第４号様式（第１２条関係）](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000880.html)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）奈　良　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者住所　奈良市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

奈良市子どもケアラーサポート事業利用辞退届出書

　　次のとおり奈良市子どもケアラーサポート事業の利用を辞退したいので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用を辞退する日 | 年　　　月　　　日 |
| 辞退する理由 |  |